

美しい緑と水のまちに



かけがえのない子どもたちに、あの美しい川をかえしたい

## お宅の浄化槽 元気ですか？

清らかな水や美しい緑、身近かな小動物とのふれあいは、わたしたちの心にゆとりとやすらぎを与えてくれます。しかし、残念なことに、そのような好ましい環境も、生活様式が変わるなかで、次第に失われつつあります。  
今回は、美しい環境づくりの代表選手ともいえる、浄化槽の管理についてお知らせします。

浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにする装置ですから、中にいる微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。

### ●定期的な保守点検を

浄化槽が正しく機能しているかどうかをチェックし、常に良好な状態を保つため、浄化槽を管理する人（そこに住んで使っている人）には、定期的な点検をする義務があるのです。

自分で点検する技術のないときは、専門家に頼んで行うことができます。

### ●保守点検の回数は

保守点検の回数は、次のように決められています。お宅の浄化槽はどのタイプですか。（処理対象が20人以下の場合）

- 全ばっき方式 3か月に1回
- 分離ばっき方式 4か月に1回



### 散水ろ床方式 6か月に1回

この回数は、あくまでも最低限必要な回数ですから、槽内の状態によって増やすことも必要です。

### ●専門業者と委託契約を結ぶ

あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけば、定期的な点検してもらえますので面倒なことはありません。

### 浄化槽からの おねがい

- ①トイレの洗浄水は十分に流して
- ②便器のそうじに、微生物に影響する薬を使わないで
- ③トイレトベーパー以外の異物を流さないで
- ④消毒剤はさらさないで

環境衛生課